

## デイサービス機能訓練指導員の実践的教科書(第3版第1・2刷)

2018年介護報酬改定における  
デイサービス機能訓練指導員に関わる変更点【概要】

藤田健次

2018年介護報酬改定の全体像を把握するには、まずは下記の4つのキーワードを理解する必要があります。

## ①「地域包括ケアシステム」の推進

中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

## ②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

## ③多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

## ④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

上記①②③のキーワードがデイサービスに深く関係します。今回の改定では、デイサービスにおける個別機能訓練加算の変更はありませんでしたが、デイサービス機能訓練指導員に関わる変更点の概要を解説します。

なお、概要のみお伝えしますので、単位数・算定要件等の詳細は厚生労働省のホームページ等で確認をお願いします。

## 1. 生活機能向上連携加算の創設

●生活機能向上連携加算 200 単位/月【※個別機能訓練加算を算定している場合は100 単位/月】

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、デイサービスの職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価します。今まで訪問介護で実施されていたものをデイサービスにおいてもできるようにしたものです。

通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、許可病床数200床未満の医療機関等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師がデイサービスを訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すると算定できます。

また、定期的(3か月ごとに1回以上)評価と計画・訓練内容等の見直しも必要となります。

個別機能訓練加算を算定しているデイサービスにおいても算定可能ですが、利用者数が少ないと採算がとれません。連携がスムーズにできる事業所があれば、取り組むべきでしょう。通所リハビリテーションをライバルと思わずに、協力し合う関係を作ることも必要です。

## 2. 心身機能に係るアウトカム評価の創設

●ADL維持等加算(Ⅰ)3単位/月

●ADL維持等加算(Ⅱ)6単位/月

自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に評価します。

評価対象利用期間の利用者総数が20名以上、要介護度3以上の利用者が15%以上、初回の要介護・要支援認定から12か月以内の利用者が15%以下、Barthel Index を使用したADL評価の利得総計が0以上等の条件をクリアした事業所が、評価期間の終了後に1年間算定できるものです。

ADLの維持または改善を目指して、Barthel Index での評価を始めましょう。

## 3. 機能訓練指導員の確保の促進

機能訓練指導員は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格と限定されていましたが、一定の実務を有するはり師、きゅう師も機能訓練指導員として認められることとなりました。

すでに個別機能訓練加算を算定している事業所に採用されたはり師、きゅう師が6か月の実務経験を積んだ後、機能訓練指導員として働くケースが多くなることが考えられます。

## 4. サービス提供時間区分の見直しによる収益減への対応

通常規模型事業所が改定前の7時間以上9時間未満と同じ単位数を算定するには、8時間以上9時間未満のサービスを提供する必要があります。7時間以上8時間未満のサービスを選択した事業所は個別機能訓練加算、栄養改善加算、栄養スクリーニング加算等での収益アップを考えるでしょう。個別機能訓練加算の(Ⅰ)と(Ⅱ)を両方を算定できるように取り組む事業所が増えることも予想されます。

心身機能訓練と生活機能訓練の違いを他職種にしっかりと説明し、理解していただきながら、2か所で訓練が同時並行的に実施できる環境づくりが大切となります。他職種と協働し、ADL・IADL 評価、個別機能訓練計画書作成、訓練実施、記録記載を皆でできるようにしましょう。

ただし、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定するには機能訓練指導員のみで訓練を実施する必要があります。

居宅訪問チェックシートや興味・関心チェックシート等で得られた情報や口腔内の状況、服薬状況、栄養状況、排泄状況等をケアマネジャーに提供し、個別機能訓練加算やその他加算に関連する日常生活上の解決すべき課題(ニーズ)を導き出してもらう必要がありますので、ケアマネジャーとの連携も今以上に重要となります。

(2018年4月11日)